

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年10月7日 19時00分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町島後南岸 隠岐加茂港沖防波堤灯台から真方位069°830m付近 (概位 北緯36°10.5′ 東経133°17.3′)
事故の概要	漁船第三住吉丸は、西北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年12月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三住吉丸、2.0トン
船舶番号、船舶所有者等	SN3-18413（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口、推進器翼に曲損、主機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 日没時刻：17時43分
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、西北西進中、船長が、操舵室で舵輪の前に立ち、慣れた海域なので、GPSプロッターを見ずに付近で操業中の他の漁船の灯火に意識を向けながら当直に当たっていたところ、島後南岸の浅所に乗り揚げた。
分析	本船は、西北西進中、船長が、付近で操業中の漁船の灯火に意識を向けながら航行を続けたことから、島後南岸の浅所に向首していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、西北西進中、船長が、付近で操業中の漁船の灯火に意識を向けながら航行を続けたため、島後南岸の浅所に向首していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた海域であっても、GPSプロッター等を使用して船位の確認を適切に行うこと。